

## 基本方針

### － 支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり －

我が国は、経済・医療等の発展により、世界有数の長寿国のひとつとなりました。若者から高齢者まで、すべての国民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

近年の社会情勢や社会構造の変化に伴い、少子高齢化、人口減少、核家族化が進み、また生活様式も多様化・複雑化し、地域社会におけるつながりが希薄化してきており、地域への関心やそれを支える力も弱まってきています。

また、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い社会経済活動は停滞し、多くの方が厳しい状況に置かれています。

現在の当町における人口等の動向は、令和4年1月1日現在の人口が23,041人で、10年前（H24.1.1現在25,499人）と比較すると2,458人、9.6%減少しているものの、65歳以上の高齢者人口では、8,565人が10年前（H24.1.1現在7,343人）と比較すると1,222人、16.6%増加しています。

世帯数では、令和4年1月1日現在9,847世帯で、10年前（H24.1.1現在9,315世帯）と比較すると532世帯、5.7%増加しており、当町でも高齢化、核家族化が急速に進んでいます。

このような状況の中、当町では昨年3月に福祉分野における上位計画として「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、昨年度から高齢者、障害者、子ども、保健の各福祉分野を横断的な取り組みとして定め、各々連携を取りながら総合的な支援体制により各種の福祉課題へ対応しています。

当社会福祉協議会でも、この活動計画に則り地域福祉推進団体としての役割を果たすべく、希薄化しつつある地域のつながりを地域の方々とともに「ふれあい」や「支えあい」を大切にして、新たな支えあいを構築・推進していきます。

誰もが安心して自分らしく暮らすことができる福祉のまちをめざし、地区社会福祉協議会やボランティア等の活動を支援し、民生委員・児童委員、自治会、小中学校、各種福祉団体などとのネットワークを構築しながら、地域社会全体で支えあう関係をつくり上げ、様々な福祉事業を展開していきます。

また、世代間の隔たりなく、地域のお茶の間として気軽に参加できる「ふれあいサロン」を町内全域で展開できるよう、今後も推進していきます。

## 重点目標 - 基本方針を踏まえ、重点目標を次のとおりとします -

### (1) 人のつながりがあるまち

- ・地区社会福祉協議会や生き生きクラブなどの活動を支援し、感染症対策を講じたうえ、敬老会、スポーツ大会、レクリエーション等の機会を設け、各種の交流事業を行う。
- ・世代を超えた住民が気軽に集うことができるふれあいサロンの活動と新規設置を推進する。
- ・福祉体験学習等への協力や研修会を開催し、地域福祉やボランティア活動などの社会活動への参加を促進する。

### (2) 支えあいの仕組みがあるまち

- ・生活支援コーディネーターを中心に高齢者等からの相談に応じ、そのニーズと地域の取り組みとのマッチングを行う。
- ・世帯の外からは捉えにくい困難な事例について、その実情を把握し、必要としている支援を行う。
- ・千葉県後見支援センター(すまいる)が行う日常生活自立支援事業(高齢者や障害者等を対象とした、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全サービス)の相談受付、援助を行う。
- ・広報紙やホームページなどにより、町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の事業や活動を広く発信する。

### (3) 支え合いの輪が広がるまち

- ・地域福祉の担い手となる地区社会福祉協議会、ボランティアなどの育成及び活動を支援する。
- ・地区社会福祉協議会・ボランティア活動等福祉活動の担い手を養成、発掘するための各種講座等を開催する。
- ・地域住民の参加と協力を得て、援護を必要とする方に対し、低料金での家事援助・買い物代行等の生活支援を行う「住民たすけあいサービス」を行い、住民相互の助け合い推進に努める。
- ・福祉教育の推進を図り、地域福祉活動のきっかけづくりに取り組む。
- ・行政、福祉事業者、関係団体、ボランティア等との連携を強化し、ニーズの把握・情報収集に努め、各種福祉サービスへつなげる等、相談機能の充実を図る。

## 1. 法人運営

事業等	内 容
法人運営の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・理事会・監事会・評議員会の開催</li><li>・評議員選任・解任委員会の開催</li><li>・研修会等へ参加し職員のスキルアップを図る</li></ul>
財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉協議会会員の募集 一般会員（各世帯） 特別会員（福祉施設・団体） 賛助会員（本会に賛同する事業所・個人）</li><li>・共同募金運動（赤い羽根・歳末たすけあい募金）</li></ul>
関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政・福祉関係団体・施設等と連絡調整をし連携を深める</li></ul>

## 2. 広報啓発

事業等	内 容
情報提供 社会福祉協議会への理解	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報紙の発行 「社協よこしばひかり」年4回発行</li><li>・ホームページによる情報発信</li><li>・「福祉のつどい」の開催</li></ul>

## 3. 地域福祉推進

事業等	内 容
地区社協活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・大総、横芝（7分会含）、上堺、日吉、南条、東陽、白浜の各地区社協への活動支援・助成金交付</li><li>・各地区社協正副会長会議の開催</li></ul>
地域福祉フォーラム設置推進 ※県社協助成事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉に関する様々な分野の方に参加いただき地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく場づくりの推進 小域フォーラム：地区社協単位</li></ul>
地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、介護・医療生活支援・介護予防を充実させる地域包括ケアシステムの生活支援サービスを進めるため、職員が生活支援コーディネーターとして、住民同士が支えあうシステムを推進する</li></ul>
ふれあいサロン設置推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者、障がい者、子育て中の方等が小地域で気軽に集まり、孤独感の解消や仲間づくり、たすけあいの輪を広げるためにふれあいサロン設置を推進する</li></ul>

#### 4. 福祉サービス事業

事業等	内 容
日常生活自立支援事業 (すまいる) ※県社協委託	・日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の不自由な方の金銭管理等を行い、地域で生活できるよう支援する 福祉サービス利用援助・財産管理・財産保全
住民たすけあいサービス	・住民の協力を得て、日常生活に支援が必要な方に低額な料金で家事援助等を行う ※利用会員・協力会員として登録していただく
福寿会 ※町委託	・70歳以上の一人暮らしで閉じこもりがちな方を毎月1回町民会館に招いて健康相談、レクリエーション、軽体操等を行い、要介護状態への進行を予防する
外出支援サービス ※町委託	・家庭において送迎することが困難で町の認定を受けた高齢者や障がい者等を病院や公共施設等へ送迎する 利用：月3回まで（透析月6回まで）
福祉カー貸出	・高齢者や障がい者等の外出時に福祉車両を貸し出す ※車両のみ貸出
車いす貸出	・一時的に必要となった方に車いすを貸し出す
声の広報サービス ※ボランティア作成	・町広報紙等をCDに録音し希望者に届ける ・公共施設等に置き貸し出す
声の訪問サービス	・65歳以上の一人暮らしの高齢者にボランティアが定期的に電話をかけ様子を伺う

#### 5. ボランティア活動推進

事業等	内 容
ボランティア活動推進 担い手育成	・活動支援、情報収集・提供、コーディネート ・ボランティア養成講座の開催 ・災害ボランティア養成講座の開催 ・ボランティア連絡協議会運営支援 ボランティア派遣事業、交流会等

#### 6. 福祉教育推進

事業等	内 容
福祉やボランティア活動 に取り組む心を育てる	・小中学生を対象に福祉体験学習会の開催 ・各小中学校で実施する福祉教育への協力 ・福祉のまちづくり作文・ポスターの募集 優秀作品を福祉のつどいにて表彰 ・地区社協と小学校で行う事業支援

## 7. 相談事業

事業等	内 容
悩みを持つ住民の相談	<ul style="list-style-type: none"><li>・法律相談 弁護士による相談 毎月第1・第3火曜日 1組30分 5組</li><li>・心配ごと相談 相談員による相談 毎月第2・第4火曜日</li><li>・お悩み相談 生活支援コーディネーターによる相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時</li></ul>

## 8. 貸付事業

事業等	内 容
福祉資金貸付	<ul style="list-style-type: none"><li>・他から融資を受けることが困難で、貸付により自立できる見込みのある方への貸付 貸付限度額 50,000円</li></ul>
高額療養費貸付	<ul style="list-style-type: none"><li>・高額療養費の支給対象者で医療費の支払いが困難な方への貸付</li></ul>
生活福祉資金貸付 ※県社協委託	<ul style="list-style-type: none"><li>・低所得・障がい者世帯等に必要な支援を行うことによって経済的な自立と安定を図るための貸付</li></ul>

## 9. 見舞事業

事業等	内 容
応急援護費	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害救助法に該当しない程度の災害(火災・風水害等)による被災者に見舞金を贈る</li></ul>
歳末たすけあい見舞	<ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員や地区社会福祉協議会等の協力を得て75歳以上の一人暮らし・高齢者世帯に見舞品を贈る</li></ul>
小川基金見舞	<ul style="list-style-type: none"><li>・故小川一朗氏の浄財で設立した小川基金により要保護世帯及び準要保護世帯の児童・生徒に歳末見舞金、小中学校新入学生に入学祝金を贈る</li></ul>

## 10. 子どもの遊び場管理

事業等	内 容
子どもの遊び場管理 ※町内3か所	<ul style="list-style-type: none"><li>・横芝地区にある子供の遊び場(本町・古川・鳥喰新田)の定期点検を行い使用に耐えない場合は撤去する ※児童遊園とは異なる</li></ul>

## 11. 指定管理

事業等	内 容
地域活動支援センター 「たんぼぼ」の管理運営 ※町委託	・心身に障がいがあり雇用されることが困難な15歳以上の通所できる方に作業訓練や生活指導を行い自立を支援する 入所定員 13名

## 12. 団体支援事業

事業等	内 容
福祉団体等助成	・福祉団体活動費助成
生き生きクラブ推進	・事務事業を支援し生き生きクラブ活動を推進する
千葉県共同募金会 横芝光町支会	・横芝光町支会業務 ・赤い羽根募金及び歳末たすけあい募金運動
日本赤十字社千葉県支部 横芝光町分区	・横芝光町分区業務及び会員募集 ・赤十字奉仕団活動支援
遺族会事業協力	・遺族会靖国神社参拝事業協力
身体障害者福祉会事業協力	・横芝光町身体障害者福祉会事業協力